

＝ 横浜国立大学への寄附に関する確定申告について ＝

I. 申告書（郵送または窓口）による申請

1. 所得控除対象の場合

（横浜国立大学基金、横浜国立大学国際交流基金、横浜国立大学学生修学支援基金（所得控除を選択）にご寄附下さった場合。）

※ 提出書類

- （1）確定申告書 A 第一表
- （2）確定申告書 A 第二表
- （3）横浜国立大学発行の寄附領収書

※ 記載について

（1）確定申告書 A 第一表

左側の「所得から差し引かれる金額」の「寄附金控除⑱」の欄に寄附金額から 2,000 円を引いた金額を記入。

（例：50,000 円寄附した場合・・・50,000 円－2,000 円＝48,000 円（記入金額））

（2）確定申告書 A 第二表

お住まいの都道府県、市区町村が本学を寄附金税額控除の対象としている場合、

- ・左側下部の「条例指定分」の箇所に寄附金額（領収書記載の金額）を記入。
- ・右側下部「⑱寄附金控除」の欄の「寄附先の所在地・名称」に横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 横浜国立大学と記入。
- ・同「寄附金」欄に寄附金額（領収書記載の金額）を記入。

（例：50,000 円寄附した場合・・・50,000 円（記入金額））

本学を寄附金税額控除（県民税・市区町村民税）の対象としているのは、

- ・都道府県 → 神奈川県
- ・市区町村 → 横浜市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、海老名市 他

（上記以外の都道府県・市区町村につきましては、お住まいの行政機関にお問い合わせください。）

2. 税額控除対象の場合

（横浜国立大学学生修学支援基金（税額控除を選択）にご寄附下さった場合。）

※ 提出書類

- （1）確定申告書 A 第一表
- （2）確定申告書 A 第二表
- （3）公益社団法人等寄附金特別税額の計算明細書
- （4）横浜国立大学発行の寄附領収書
- （5）本学から領収書と共に送付された文部大臣発行の「税額控除に係る証明書」

※ 記載について

(1) 確定申告書 A 第一表

右側の「税金の計算」の「政党等寄附金等特別控除②⑤～②⑦」の欄に
(寄附金額－2,000円)×40%の金額を記入。

(例：50,000円寄附した場合・・・(50,000円－2,000円)×40%=19,200円(記入金額))

(2) 申告書 A 第二表

お住まいの都道府県、市区町村が本学を寄附金税額控除の対象としている場合、

- ・左側下部の「条例指定分」の箇所に寄附金額(領収書記載の金額)を記入。

(例：50,000円寄附した場合・・・50,000円(記入金額))

- ・右側最下部「○特例適用条文等」の欄に「措法41の18の3(「公益社団法人等寄附金特別税額の計算明細書」の欄外下部の指示通りに記入。)」と記入。

本学を寄附金税額控除(県民税・市区町村民税)の対象としているのは、

- ・都道府県 → 神奈川県
- ・市区町村 → 横浜市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、海老名市 他

(上記以外の都道府県・市区町村につきましては、お住まいの行政機関にお問い合わせください。)

(3) 公益社団法人等寄附金特別税額の計算明細書

- ・左側上段の1. 寄附金の区分等の「公益社団法人等寄附金の額①」の欄に寄附金額(領収書記載の金額)を記入。
- ・右側上段の公益社団法人等寄附金の内訳欄に
 - 寄付先の名称 → 横浜国立大学と記入。
 - 寄附年月日 → 領収書に記載されている年月日を記入。
 - 金額 → 寄附金額(領収書記載の金額)を記入。

II. Web による申請 (適用を受ける控除の選択方法)

(給与所得、年金所得のみの方の場合)

1. 所得控除対象の場合

(横浜国立大学基金、横浜国立大学国際交流基金、横浜国立大学学生修学支援基金(所得控除を選択)にご寄附下さった場合。)

- ① 適用を受ける控除の画面で「寄附金控除」のチェック欄にする。
- ② 次の所得控除の内容等の画面で「寄附金控除」の行の入力するをクリック。
- ③ 次の寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の画面の、「寄附年月日」の欄に領収書記かれた日付を入力。同じ画面の「寄附金の種類」で「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択。
- ④ ③の選択を終えると、「寄附金の種類(詳細)」の欄に以下の文言が現れるので、

該当する行の前にある○をクリックする。

【現れる文言】（文言の改行は異なる場合があります。）

次のいずれに該当するか選択してください。

なお、寄附された公益社団法人等が条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページによりご確認くださいか、各都道府県・市区町村へお問い合わせ下さい。

- （１）住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- （２）住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- （３）住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- （４）住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

【参考】

本学を寄附金税額控除（県民税・市区町村民税）の対象としているのは、

- ・都道府県 → 神奈川県
- ・市区町村 → 横浜市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、海老名市 他

（上記以外の都道府県・市区町村につきましては、お住まいの行政機関にお問い合わせください。）

⑤ 同ページの

- ・「支出した寄附金の金額」の箇所に入付金額（領収書記載の金額）を入力
 - ・「寄附先の所在地」の箇所に入付横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 と入力
 - ・「寄附先の名称」の箇所に入付横浜国立大学と入力
- （このページは終了）

注）横浜国立大学発行の寄附領収書の提出が必要です。

2. 税額控除対象の場合

（横浜国立大学学生修学支援基金（税額控除を選択）にご寄附下さった場合。）

- ① 適用を受ける控除の画面で「寄附金控除」のチェック欄にする。
- ② 次の所得控除の内容等の画面で「寄附金控除」行の入力するをクリック。
- ③ 次の寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の画面の、「寄附年月日」の欄に領収書に書かれた日付を入力。同じ画面の「寄附金の種類」で「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択。
- ④ ③の選択を終えると、「寄附金の種類（詳細）」の欄に以下の文言が現れるので、該当する行の前にある○をクリックする。

【現れる文言】（文言の改行は異なる場合があります。）

次のいずれに該当するか選択してください。

なお、寄附された公益社団法人等が条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページによりご確認くださいか、各都道府県・市区町村へお問い合わせ下さい

い。

- (1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- (2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- (3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- (4) 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

【参考】

本学を寄附金税額控除（県民税・市区町村民税）の対象としているのは、

- ・ 都道府県 → 神奈川県
- ・ 市区町村 → 横浜市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、海老名市 他

（上記以外の都道府県・市区町村につきましては、お住まいの行政機関にお問い合わせください。）

⑤ 同ページの

- ・ 「支出した寄附金の金額」の箇所に寄附金額（領収書記載の金額）を入力
 - ・ 「寄附先の所在地」の箇所に横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 と入力
 - ・ 「寄附先の名称」の箇所に横浜国立大学と入力
- （このページは終了）

注) 横浜国立大学発行の寄附領収書及び本学から領収書と共に送付された文部科学大臣発行の「税額控除に係る証明書」の提出が必要です。

【参考サイト】

国税庁 確定申告書等作成コーナー

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>